

# 茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書概要版

## はじめに

茨木市では、平成18年1月に決定した「茨木市立保育所民営化基本方針（以下「基本方針」という。）」に基づき、平成19年度を初年度として、平成22年度まで毎年2か所ずつ、4年をかけて8か所の公立保育所の民営化を進めてきました。

平成22年6月から民営化事業を評価するため、移管条件の履行状況の確認をはじめ、保護者・法人アンケート等により、意見の把握・分析を行うとともに、保護者の満足度についても把握し、市としての説明責任を果たすために、報告書として作成しました。

## 茨木市立保育所民営化の背景・目的

本市では、国における三位一体改革による公立保育所負担金や補助金の一般財源化や保育分野における規制緩和などを背景として、「茨木市公立保育所のあり方に関する懇談会（以下「懇談会」という。）」を設置し、本市における公立保育所の今後のあるべき姿について、慎重に審議・検討していただき、平成17年9月に意見書をまとめ、市長に提出しました。

そして、本市では、懇談会からの意見書の趣旨を十分に勘案しつつ、保育サービスの充実、地域における子育て支援等の推進、民間活力の導入（民営化）による、より効果的・効率的な保育所運営を目的として、平成18年1月に基本方針を決定しました。

基本方針におきましては、より効果的・効率的な保育所運営を図るとともに、地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応を目的として、公立保育所の民営化を進めることとしています。

## 評価の視点と対象

「民営化事業」の評価にあたっては、基本方針に基づき、民営化事業の効果と過程を踏まえつつ、これまで取り組んできた民営化事業の成果・達成度を把握するため、大きく、次の3つの視点から評価し、基本方針の総合的な評価を行うものです。

### 地域における子育て支援等の推進とより効果的・効率的な保育所運営

基本方針に示す「民営化の目的」や「考え方」に基づき、保育ニーズ等への柔軟な対応をはじめ、財政的效果や子ども・子育て分野の充実、さらには、公立保育所の機能と役割の現状や私立保育園に対する支援の状況を明らかにし、成果・達成度を見極めます。

（「民営化事業の効果と評価」を参照）

### 各種移管条件の履行状況

保育所運営の安定性と継続性の確保や現状における保育内容の継続など、基本方針をはじめ、移管先法人の募集要領及び協定書において義務付けている各種移管条件の履行状況の確認を行います。

（「移管条件について」の「1 民営化にあたっての諸条件の履行状況」を参照）

### 公立保育所の民営化への円滑な移行

民営化基本方針に示す「民営化の方法」における各項目に基づき、保護者や移管先法人からのアンケートをはじめ、「三者協議会」や「引継保育」における意見を踏まえた評価を行います。

（「移管条件について」の「2 民営化方法の評価」を参照）

## 民営化事業の効果と評価

### 1 保育ニーズ等への柔軟な対応

平成19年度には、家庭訪問し、相談に応じる「在宅子育て家庭支援保育士」を新たに公立保育所7か所へ配置するとともに、平成20年度には、新たに「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後2か月から4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、支援が必要な家庭への適切なサービスの提供に努めてきたところです。また、地域力を活かした子育ての応援を行うため、子育てサークル等に子育てサポーターを派遣するなど、育児不安の解消や軽減を図るとともに、私立保育園入所児童の保育環境の充実及び保育園運営の円滑化にも取り組んでいます。

これらの取り組みについては、基本方針の「目的」をはじめ、「市立保育所の機能と役割」や「民営化の考え方」に基づき、「保育ニーズへの柔軟な対応」としての実効性を確保してきた成果であるとと考えています。

### 2 子ども・子育て分野の充実

民営化による節減経費については、限られた財源を効果的に再配分し、共働き家族だけではなく、全ての子育て家庭への支援を行うため、在宅での子育て支援サービスや病児・病後児保育、一時保育などの保育ニーズに対応するとともに、住み慣れた地域で安心して子育てすることができるよう、保健医療制度や相談体制の充実を図り、子育て環境の整備に努めています。

（詳細については、報告書の4頁～7頁及び巻末資料の34頁～39頁）

### 3 財政的效果

公立保育所の民営化に伴って、私立保育園運営負担金や補助金など、国等からの財源を有効に活用することができるなど、市の一般財源上、1保育所あたり平均約88,000千円の費用効果がありました。

さらに、市の一般財源節減分は、行財政運営の基本となる市税収入が減少する厳しい財政状況の中、子ども・子育て分野の充実のための財源として活用しています。

（単位：円）

項番	保育所名	民営化前経費（A）		民営化後経費（B）		財政的效果額（C）
1	三島保育所	H18	137,581,679	H19	53,675,953	83,905,726
2	中条保育所	H18	174,214,451	H19	68,271,692	105,942,759
3	水尾保育所	H19	161,201,768	H20	69,901,129	91,300,639
4	玉櫛保育所	H19	162,330,073	H20	68,746,609	93,583,464
5	郡山保育所	H20	152,290,808	H21	58,090,293	94,200,515
6	松ヶ本保育所	H20	137,081,133	H21	58,201,871	78,879,262
7	庄保育所	H21	121,616,946	H22	45,948,503	75,668,443
8	東保育所	H21	139,077,284	H22	56,097,661	82,979,623
合計			1,185,394,142		478,933,711	706,460,431

### 4 公立保育所の機能と役割の現状

在宅子育て家庭支援については、「在宅子育て家庭支援保育士」のより効率的・効果的な活用に努めてきました。また、地域子育て支援のネットワーク化については、地域における子育てサークルの立ち上げや活動中の方への支援など、地域の子育て支援のネットワーク化などを推進してきました。さらに、障害児支援については、公立保育所における障害児保育の取り組みを継続するとともに、心理判定員を増員することにより、保育士のスキル向上を図り、所庭の地域開放を通して、地域における全ての子どもや保護者の支援に努めているところです。

### 5 私立保育園に対する支援

私立保育園に対する支援については、児童福祉法第24条に基づく保育を受ける児童の健全育成を図ること等を目的に、これまでから保育所等運営助成をはじめ、施設整備費や用地取得補助などを行うとともに、特に、私立保育園の運営補助（平成22年度）については、民営化に関する事項（2項目）を除き、24項目の補助メニューを用意し、その支援に努めてきたところです。

また、民営化した初年度に施設改修等の実施に要する経費を補助し、公立保育所の民営化に伴う移管先法人の支援に努めるとともに、保育士の配置については、1歳児5人につき、保育士1人を義務付けていることから、その配置に要する経費を補助してきたところです。

（単位：円）

年度	総額	国・府負担総額	市負担総額
平成19年度	538,860,156	109,449,163	429,410,993
平成20年度	639,976,877	130,973,369	509,003,508
平成21年度	748,530,973	181,993,572	566,537,401
平成22年度	806,217,335	224,009,970	582,207,365

総額は、民営化に伴う改修費及び対数配置費を含まず。

# 茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書概要版

## 移管条件について

移管条件については、子どもたちの保育環境の急激な変化を最小限に止めることを基本としつつ、子どもたちの最善の利益のため、保育所運営の安定性と継続性の確保や現状における保育内容の継続など、公立保育所の民営化を進めるにあたっての諸条件として、基本方針をはじめ、募集要領や協定書において、移管先法人に義務付けたものです。

### 1 民営化にあたっての諸条件の履行状況

#### (1) 開所日

開所日については、「原則として国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除き、月曜日から土曜日まで」としています。

開所日の履行状況については、その内容が遵守されています。

#### (2) 保育時間

保育時間については、「原則として午前7時から午後7時まで（延長保育を含む。）」としています。保育時間の履行状況については、その内容が遵守されています。

なお、協定書における開所時間を上回る対応をしている保育園（3園）もあり、私立保育園の柔軟性や即応性が活かされた、地域で求められる保育ニーズへの対応ができています。

#### (3) 給食献立の通知及び展示

給食献立の通知及び展示については、「あらかじめ保護者に通知するとともに、毎日の給食内容を展示すること」としています。

給食献立の通知及び展示の履行状況については、全ての移管先保育園への聞き取り調査の結果、その内容が遵守されています。

#### (4) 給食のアレルギー対応

給食のアレルギー対応については、「除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況により対応すること」としています。

給食のアレルギー対応の履行状況については、保育指針においても、規範性をもつ基準（児童福祉施設最低基準）として示されており、全ての移管先保育園で適切に対応されています。

#### (5) 各種健康診断

##### ・内科検診

内科検診については、「年3回以上、実施すること」としています。内科検診の履行状況については、法令等に基づいて、その実施が担保されているとともに、年3回以上という上乗せ条件についても、全ての移管先保育園への聞き取り調査の結果、その内容が遵守されています。

##### ・ギョウ虫検査

ギョウ虫検査については、「年2回以上、実施すること」としています。この上乗せ条件によるギョウ虫検査（年2回以上）の履行状況については、全ての移管先保育園への聞き取り調査の結果、その内容が遵守されています。

##### ・歯科検診、眼科検診、耳鼻科健診、尿検査

各種検診等については、「年1回以上、実施すること」としているほか、法令等に基づいて、その実施が担保されています。各種健診等の履行状況については、その内容が遵守されています。

#### (6) 保育士の配置

保育士の配置については、児童福祉施設最低基準において、歳児別に保育士の対数配置が義務付けられています。なお、1歳児クラスの保育士の配置については、乳児5人に対し保育士1人を配置することとしています。この上乗せ条件も含め、保育士の配置については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

#### (7) 保育士の経験年数

保育士の経験年数については、「その2分の1以上が経験年数4年以上を有する者とする」としています。これは、民営化に伴い、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めることなどの観点から、移管条件として義務付けています。保育士の経験年数についての履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

#### (8) 施設長の経験

施設長については、「保育所において3年以上施設長又は幹部職員としての経験を有する者」としています。施設長の経験年数の履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

#### (9) 看護師の配置

平成19年度は、「看護師（常勤）を配置する」とし、専任か兼任かが不明瞭であったことから、平成20年度からの協定書においては、「専任の看護師を常勤で配置すること」としています。看護師の配置についての履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

#### (10) 栄養士の配置

栄養士については、「栄養士を配置すること」としています。栄養士の配置についての履行状況については、全ての移管先保育園において、その内容が遵守されています。

## 2 民営化方法の評価

基本方針に示す民営化の方法については、「移管条件」をはじめ、「移管先法人の選定」や「保育内容の継続」など、それぞれの項目ごとに、民営化を進めるにあたっての具体的な方策を示しており、それぞれ、保護者や移管先法人からのアンケートをはじめ、三者協議会における意見を踏まえ、それぞれの具体的な方策に対し、評価をしています。

### (1) 施設・設備の移管

#### ・土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡についての評価

土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡については、移管先法人に対して、一定、保育内容の継続を義務付けることにより運営経費の増加が見込まれること、また、初期的経費の軽減を図り、保育の充実に努めること、さらに、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めることが重要であり、これまで慣れ親しんできた施設や設備、遊具等をそのまま引き継ぐことなど、民営化への円滑な移行のための措置です。また、土地の無償貸与及び建物等の無償譲渡と併せて、民営化した初年度に施設改修等を実施する整備費用を補助しています。したがって、土地及び建物等に関する移管条件については、概ね、適正な条件であると考えています。

### (2) 移管先法人の選定

#### ・移管先法人の公募及び選定についての評価

移管先の決定については、総合的な評価として、私立保育園の即応性や柔軟性を勘案しつつ、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、移管先法人の保育目標や保育内容、経営状況などを十分に精査いたしました。また、市民や学識経験者等による選定委員会設置及び移管先法人の選定については、総合的な観点から適切に実施されたものです。したがって、移管先法人の選定については、適切かつ公正な選定に努めたものと考えています。

### (3) 保育内容の継続

#### 保育士の配置についての評価

保育士の配置については、児童福祉施設最低基準において、歳児別の保育士の対数配置が義務付けられており、保育士数が少ないということはありません。

市基準による1歳児の保育士の配置（市基準）については、保育内容の継続という観点からの措置であり、全ての移管先法人において、この条件が遵守されており、当初の目的が達成されたものと考えています。

#### 保育士の年齢構成についての評価

保育士の年齢構成については、保護者の意見から「若い保育士」と「ベテランの保育士」双方の保育士を好まれる傾向にあることが考察できますが、全ての移管先法人において、この条件が遵守されており、一定、保護者の安心感につながったものと考えています。

なお、保育士の採用については、「子ども」や「保護者」の安心感を考慮しつつ、法人の人事管理に任せることが望ましいと考えられます。

#### 費用負担についての評価

費用負担については、一定期間、基本的に新たな費用が伴わないよう、基本方針に示す「市が予め認めた費用」として、給食費、延長保育料、災害共済掛金が、原則、徴収できるものとしています。

しかしながら、これら以外の費用の徴収については、保護者の方の承諾を得られれば、それを妨げるものではありません。

したがって、この条件は、急激に保護者負担が増加しないように配慮した措置ですが、新たに生じる費用負担については、当該保育園が保護者に対して十分に説明することが重要であると考えています。



# 茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書概要版

## 各種健康診断についての評価

各種健康診断については、児童福祉施設最低基準及び保育指針に規定がある項目について、子どもの健康の保持及び増進並びに安全の確保に努める観点から、公立保育所で実施している各種健康診断とその実施回数を移管先法人に義務付けたものです。全ての移管先法人において、遵守されており、目的は達成されたものと考えています。

## 障害児保育についての評価

障害児保育については、障害児保育については、すべての子どもが、日々の生活や遊びを通じて共に育ち合うことが重要であることから、これまでの公立保育所における実績を継承しつつ、移管先法人において実施することとしたものです。全ての移管先法人において、適切に実施されています。

## (4) 移管先法人への引継

移管先法人への引継については、民営化に伴い、これまでの保育士が全員変わるなど、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、一定期間、移管先法人の職員が当該公立保育所の職員と合同で保育に携わり、子どもたちが新しい保育士等に慣れ親しむことができるよう、「合同保育(3か月)」、「引継保育(9か月)」を実施し、円滑な移行に努めたところです。

また、引継保育については、4月から12月までの9か月間のうち、4月から9月までを「引継保育」、10月から12月までを「巡回保育」として位置づけ、引継内容が適切に実施されているか、公立保育所の保育士が確認しています。

### ・評価

移管先法人の引継については、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めるため、合同保育をはじめ、引継保育や巡回保育など、1年間を通じた引継ぎ体制を構築するとともに、移管先法人においても移管条件を履行し、両者が連携・協力して、保育内容の円滑な引継に努めてきました。

また、移管先法人からは、円滑な移行の一助になったことが考察できる意見がある一方、合同保育や引継保育における実施時期及び期間・方法などの検討を要する事項もあります。

引継保育士は、円滑な移行のため、重要な役割を果たすとともに、移管条件履行状況や移管先法人の園長からの要望なども把握しており、引継保育士からは、「保育内容の引継といっても、担任によってもやり方が違う」などの意見があり、公立保育所の保育を引き継ぐうえにおいて、検討を要する事項もあると考えています。

したがって、本市として、初めての取り組みである民営化事業における移管先法人への引継については、概ね、円滑な移行ができたものと考えています。

## (5) 三者協議会

三者協議会については、公立保育所の移管先決定後及び移管後において、当分の間(移管時の園児が在園している間)、当該保育園の保護者、移管先法人、市の三者が移管条件や保育内容の継続性等について確認し合うとともに、問題点の改善に努めることを目的として設置しています。

### ・評価

民営化を進めるにあたっては、まず、第一義的に、子どもたちへの保育環境の急激な変化を最小限に止めること、また、当該保育所の保護者の理解と協力を得ることを基本とし、私立保育園の柔軟性及び即応性を活かした地域で求められる保育ニーズへの柔軟な対応を図っており、移管先法人による努力と保護者の理解・協力を得て、三者協議会の目的が達成されたものと評価しています。

一方では、公立保育所における保育内容の継続性が求められ、私立保育園の柔軟性及び即応性が活かされていないという問題が指摘されますが、本来、保育内容等については、児童福祉法をはじめ、「保育指針」や「児童福祉施設最低基準」などの法令等において、公・私を問わず、一定の保育水準が確保されているほか、各保育所(園)においては、それぞれの特色を生かしつつ、創意工夫し、保育内容の充実や質の向上を図っていくものです。

したがって、三者協議会は、要望・要求の場ではなく、子どもたちの最善の利益のため、保護者、移管先法人、市の三者が、それぞれの役割を十分に認識しつつ、それぞれに何が求められ、どのように対応していくかを協議する場ですので、三者協議会として協議する事項を定めるなど、協議会の円滑な運営に留意する必要があると考えています。

また、三者協議会における協議事項については、三者それぞれの適切な役割分担のもと、「子どもの視点」と「保護者の視点」をもって、協議することが重要であると考えています。

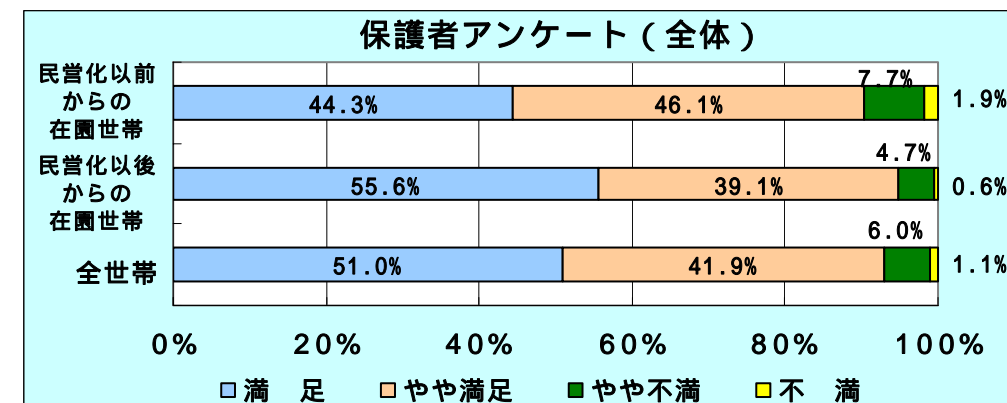
## アンケート結果に基づく評価

「茨木市立保育所民営化移管先法人募集要領」や「茨木市立保育所民営化に伴う協定書」の項目などに沿って、個別の課題について評価してきたが、最後に、保護者アンケートによる子ども・保護者の満足度と法人アンケートの意見を概括してまとめとします。

### 1 子ども・保護者の満足度

#### ・保護者アンケートの全体的な満足度

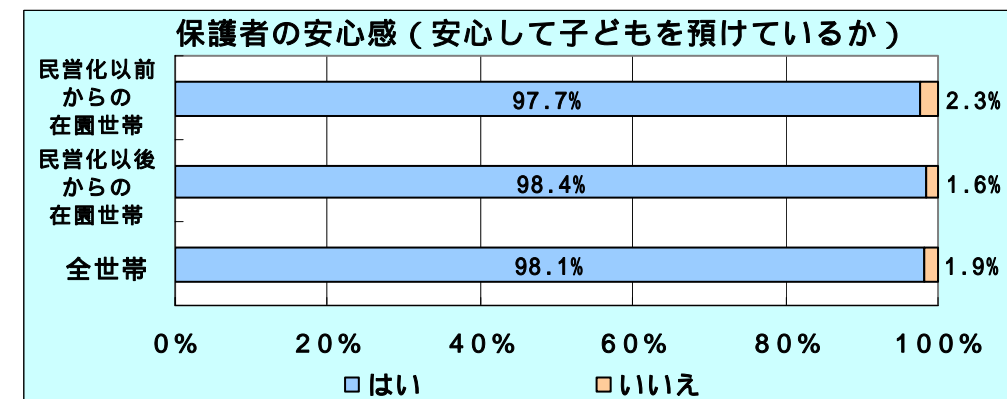
保護者の全体的な満足度においても、下記の表のとおり、「満足」と「どちらかと言えば満足」とした方の比率は92.9%と非常に高い比率で「概ね満足」であることが考察できます。



( 詳細については、保護者アンケート結果報告書のとおり )

#### ・保護者の安心感(安心してお子さんを預けていますか)

保護者の安心感に関するアンケート項目として、「安心してお子さんを預けていますか」との設問では、下記の表のとおり、回答をいただいた437世帯のうち、「はい」と回答した方の比率(合計)は98.1%、「いいえ」と回答した方の比率(合計)は1.9%であり、非常に高い比率で、多くの保護者の方が「安心して子どもを預けている」という結果がでています。

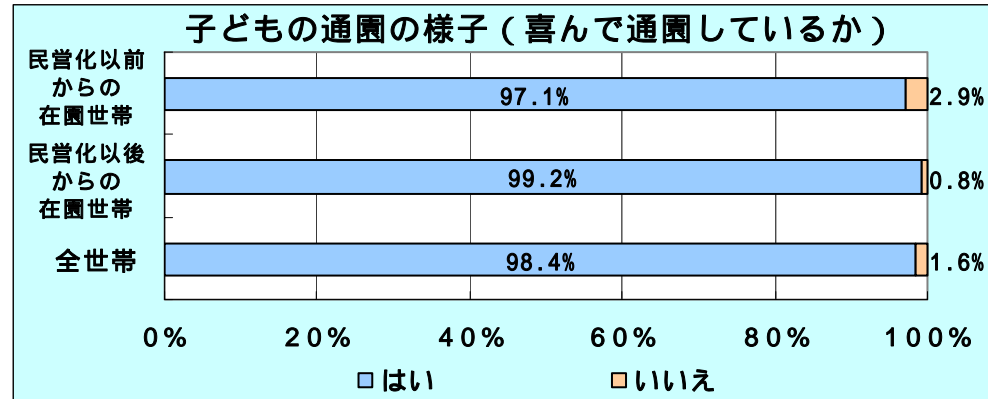




# 茨木市立保育所民営化事業評価に関する報告書概要版

## ・子どもの通園の様子（喜んで通園しているか）

現在の子どもの通園の様子に関するアンケート項目として、「喜んで通園していますか」との設問では、下記の表のとおり、回答をいただいた437世帯のうち、「はい」と回答した方の比率（合計）は98.4%、「いいえ」と回答した方の比率（合計）は1.6%であり、非常に高い比率で、子どもたちが「喜んで通園している」という結果がでています。



## 2 移管先法人の意見

### ・保育への工夫

移管先法人の意見については、別冊「法人アンケート結果報告書」のとおりですが、私立保育園の柔軟性及び即応性に関する項目として、「保育で工夫していることや保護者との連携、コミュニケーションについて」という設問があります。

その中でも、保育への工夫として、下記の表のとおり「よりよい保育の展開」をはじめ、「保育士の資質の向上」や「工夫した給食」などに対する取り組みをされており、子どもの視点に立った創意工夫した取り組みの展開に努めていることが考察できるとともに、年度途中からでも延長保育の時間を拡大するなど、保護者の保育ニーズに対応した取り組みも行われています。

保育への工夫	「子どもが第一」をモットーに、よい保育を展開し、親子共々居心地のよい園作りを職員一丸となって実現させていくことで、信頼関係を築くことができた。
	学期ごとに評価、園長との面談、反省会を通じて、意思統一を図るとともに、他園や園内研修に取り組み、保育士の資質の向上に努めている。
	完全手作りおやつや繰り返しの献立でなく工夫した給食、試食会の開催などを通じて、給食の内容などに理解を求める努力をしている。

### ・継続性への配慮

保育の継続性に関する項目として、「民営化に際して配慮したことについて」という設問では、下記の表のとおり、保護者の納得を前提に、5年間の継続に配慮したとも読み取ることができ、私立保育園の柔軟性及び即応性が発揮しきれていない面も伺えますが、移管先法人自らが、「保育内容の継続についての検証」や「公立保育所のやり方を実践し、継続性への配慮をした」など、保育内容の継続性に配慮しつつ、子どもへの保育環境の変化を最小限に止めるための取り組みに努力されています。

継続性への配慮	公立保育所の保育が引き継いでいるかどうかをいつも検証しながら進めている。
	一度は公立のやり方を実践し、5年間保護者が納得するなら公立のやり方で進めるよう配慮した。

## おわりに

この度の民営化に際しては、保育環境の急激な変化を最小限に止める努力を尽くしましたが、子ども・保護者にとっては、少なからず、環境の変化や不安があったことと推察します。その中で、アンケートにおいて、高い割合で、子ども・保護者が満足と示していただいていることは、移管先法人・保育者の努力のもと、利用者をはじめとする皆さまに、事業の趣旨をご理解いただき、ご協力いただいていることの表れと総合的に受けとめています。

今回、第 3 章に示す 3 つの視点から評価を行った結果、民営化による財政的效果を通じて、市民にとっては、在宅での子育て支援をはじめ、病児・病後児保育や一時保育などの保育ニーズへの対応、さらには、住み慣れた地域で安心して子育てすることができるよう、保健医療制度や相談体制の充実を図るなど、全ての子育て家庭への支援策を拡充できる効果がありました。

一方、移管先法人にとっては、事業規模が拡充し、創意工夫した独自の保育を普及させる機会が拡大するなど、基本方針に示す「保育サービス提供の中心的役割を担う」という方向につながるとともに、法人運営基盤を強化する効果もあったと考えられます。

また、こうした効果を生む上で、今回、行った民営化の手法は、保護者及び移管先法人の双方から、一定、課題等の指摘があるものの、移管条件も履行されており、概ね、公正・妥当であったと考えます。

本市では、行財政改革推進プランにおいて、公立保育所の民営化について、「市立保育所の役割を見直し、管理運営に民間活力の導入を推進する」とこととしており、さらなる民営化を検討する際には、今後の公立保育所のあり方を十分に検討し、公・私立保育所の役割分担と公立保育所の機能と役割を明確にするとともに、この報告書における評価結果や留意点を十分に認識し、市民の理解が得られるよう、今日的課題を踏まえた方針を示すことが重要であると考えています。

なお、公立保育所の民営化に伴う協定期間中において、今後も継続した取り組みが必要な項目については、保護者をはじめとする意見や課題等を十分に勘案し、効率的かつ効果的な保育所運営とその進行管理に努めます。

今後とも、多様化する保育ニーズへの柔軟な対応をはじめ、保育行政の新たな施策の展開や地域における子育て支援等の充実に向けて、子ども・子育てに携わるあらゆる主体が連携・協力し、本市の特色に応じた施策や事業の展開に、積極的に取り組みたいと考えています。

最後に、懇談会や各委員会にご参加いただいた委員の皆さまをはじめ、これまでの民営化事業に、ご理解・ご協力をいただいた市民の皆さま、また、公立保育所を引き継ぎつつ、本市の保育行政の推進にご尽力をいただいた社会福祉法人等の皆さまに、厚くお礼申し上げますとともに、今後とも、将来を担う子どもたちの健やかな成長の実現に向けて、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。